

逗子市では、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響による負担を軽減し、市内の障害福祉 サービス等を提供する事業者の事業の継続及び経営の安定化を図ることを目的に、支援金を交付し ます。

交付対象事業者

令和4年10月1日時点で、逗子市内において以下の表に定める施設及び事業を運営しており、交付申請時点で当該運営を継続している事業者が対象となります。

施設(事業所)種別	事業(サービス)	算定単位	支援金の額
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、計画相談支援、地域移行 支援、地域定着支援、障害児相談支 援、移動支援、訪問入浴	1施設(事業 所)あたり	100,000円
通所系	生活介護、就労移行支援、就労継続 支援A型・B型、児童発達支援、放課 後等デイサービス、日中一時支援、 地域活動支援センター	1施設(事業 所)あたり	200,000円
入所・居住系	共同生活援助、短期入所	定員1名あたり	30,000円

※同一の所在地にある施設において複数の事業を運営している場合、1つの施設としてみなします。 ただし、異なる施設種別の事業を運営している場合は、それぞれ別の施設としてみなします。

※同一の所在地にある施設において、同様の介護保険サービスの事業を運営している場合は、介護保険サービス提供の1つの施設とみなします。(この場合は高齢介護課から通知があります。)ただし、その場合でも異なる施設種別の事業を運営している場合は、それぞれ別の施設としてみなします。

※令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、物価等の高騰を理由とした利用者負担額の引上げを行う入所・居住系施設については対象としません。ただし、申請日までに、当該引上げ前の額まで利用者負担の額を引き下げ、既に徴収した差額を返金することとしている場合は対象とします。

申請方法

e-Kanagawa神奈川県電子申請システムによる電子申請にて法人単位でご申請ください。
※インターネット環境等の理由により電子申請できない場合は障がい福祉課までご相談ください。

申請期間

令和5年1月4日(水)~令和5年2月28日(火)

支援金の支払い

申請書の内容を審査し、支援金の交付が決定した場合は交付決定通知書を発送します。 支援金の振込みは、申請を受け付けてから約1か月を予定しております。

支援金額の例

①同一所在地で居宅介護、同行援護、計画相談支援を提供している場合

⇒訪問系の1つの施設とみなすため、支援金の額は100,000円となります。

②同一所在地で計画相談支援、障害児相談支援、放課後等デイサービス、児童発達支援を提供している場合

⇒計画相談支援と障害児相談支援は訪問系の1つの施設、放課後等デイサービスと児童発達支援は 通所系の1つの施設としてみなすため、支援金の額は計300,000円となります。

③同一所在地で生活介護及び居宅介護を提供、別所在地で生活介護を提供している場合

⇒同一所在地の生活介護及び居宅介護、別所在地の生活介護のそれぞれでご申請可能です。支援金の額は計500,000円となります。

④同一所在地で計画相談支援、居宅介護、訪問介護(介護保険)のサービスを提供している場合

⇒計画相談支援、居宅介護は訪問介護と合わせて介護保険サービス提供施設(訪問系)とみなすため、対象外となります。高齢介護課から通知がありますので、そちらへご申請ください。

⑤定員数10名の共同生活援助を提供している場合

⇒10名×30,000円=300,000円が支援金の額となります。



- ※その他不明点等は障がい福祉課までお問合せください。
- ※神奈川県でも同様の支援金制度がありますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。

支援金に関するお問合せ

逗子市福祉部障がい福祉課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

電話 046-873-1111 (内線222)

FAX 046-873-4520

E-Mail syohuku@city.zushi.lg.jp